



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 464 有害図書等の指定 (青少年課)
- 465 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 466 生活保護法による医療機関の指定(")
- 467 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 468 " (")
- 469 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (")
- 470 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (")
- 471 救急病院の認定 (医務課)
- 472 換地計画の決定 (農村計画課)
- 473 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 474 平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部改正 (水産振興課)
- 475 基本測量の終了 (技術調査課)
- 476 " (")
- 477 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 478 昭和33年和歌山県告示第221号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (管理整備課)
- 479 昭和34年和歌山県告示第165号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (")
- 480 海岸保全区域の指定 (漁港課)

○ 諸報

- 拾得物件公告 (和歌山県新宮警察署)
- " (和歌山県橋本警察署)

告 示

和歌山県告示第464号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年3月20日指定した。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名

月刊誌	フーマガジン 4月号	87465	フーネットコミュニケーションズ
雑誌	金のEX vol.2	05272-04	ミリオン出版
月刊誌	ケータイバンディッツ 4月号	13319-04	ミリオン出版
月刊誌	ジェイスパーク 4月号	86257-04	トライマックス
雑誌	BLACK BOX vol.06	08842-04	バウハウス
月刊誌	月刊アサヒ芸能エンタメ 4月号	17901-04	徳間書店
雑誌	フラッシュ・EX 4/5号	27726-4/5	光文社
月刊誌	ブレイクマックス 4月号	18011-04	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 4月号	15279-04	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 4月号	05267-4	竹書房
雑誌	爆写エキサイティング vol.1.5	09012-04	メディアックス
月刊誌	NITRO-X 4月号	07111-4	雄出版
月刊誌	ブブカ 4月号	17885-04	コアマガジン
雑誌	プレミアDVDお宝愛蔵館 4月号	17855-4	桃園書房
月刊誌	特冊新鮮組 4月号	06681-4	竹書房
月刊誌	スコラ 4月号	15401-4	スコラマガジン
月刊誌	ザ・ベストマガジン 4月号	14003-04	ベストセラーズ
月刊誌	ザ・ベストスペシャル 4月号	14077-4	ベストセラーズ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第465号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
新医35-43	玉置整形外科医院	新宮市緑ヶ丘2丁目3番11号	平成19.2.28

和歌山県告示第466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

新医 82-18	玉置整形外科医院	新宮市緑ヶ丘2丁目3番1 1号	平成 19.3.1
-------------	----------	--------------------	--------------

和歌山県告示第467号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事務所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30121000 57	ホームヘルプ 白寿	日高郡日高川町船 津1664	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	社会福祉法人 敬愛会	日高郡日高川町船 津1664	平成 19.2.1	平成 25.1.31
30101016 44	ひまわり福祉 サービス	和歌山市大谷34-1	居宅介護 重度訪問介護 通院等乗降介 助	身体障害者 障害児	株式会社KNC 企画	和歌山市大谷34- 1	平成 19.2.1	平成 25.1.31
30110003 08	ひまわり福祉 サービス橋本 事業所	橋本市隅田町下兵 庫723-2	居宅介護 重度訪問介護 通院等乗降介 助	身体障害者	株式会社KNC 企画	和歌山市大谷34- 1	平成 19.2.1	平成 25.1.31
30101016 36	つくし介護セ ンター	和歌山市東高松1 丁目3-4	居宅介護 重度訪問介護 通院等乗降介 助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社瀧谷	和歌山市東高松1 丁目3-4	平成 19.2.1	平成 25.1.31

和歌山県告示第468号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事務所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30101000 83	いこいの家共 同作業所	和歌山市善明寺13 番地	就労移行支援 就労継続支援 (B型)	身体障害 知的障害 精神障害	社会福祉法人 いこい	和歌山市善明寺1 3番地	平成 19.4.1	平成 25.3.31
	つむぎ共同作 業所	和歌山市和歌浦東 3丁目6-13	就労継続支援 (B型)					
	共同作業所え がお	和歌山市小雑賀78 3-41	就労継続支援 (B型)					

和歌山県告示第469号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第5

1条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事務所の所在地	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
30316000 20	有田地域生活支援 センターつくし	有田郡湯浅町栖原1 87番地の1	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人有田 つくし福祉会	有田郡湯浅町栖原1 87番地の1	平成 19.4.1	平成 25.3.31

30313000 19	相談支援センター てんとう虫	伊都郡かつらぎ町 大谷247-1	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	特定非営利活動法 人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大 野941-5	平成 19.4.1	平成 25.3.31
30317000 36	桃郷障害児者相談 支援センター	紀の川市桃山町調 月58番地の3	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人桃 郷	紀の川市桃山町調 月58番地の3	平成 19.4.1	平成 25.3.31

和歌山県告示第470号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づ

き公示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更 年月日
30301000 30	ウィッシュ居宅介護 支援事業所	事業所の所在地	和歌山市松ヶ丘1丁目1-35	和歌山市出口端ノ丁20番地1	平成 19.3.12

和歌山県告示第471号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	有効期限
医療法人俊知会 北山産婦人科クリニック	紀の川市貴志川町丸栖66 2番地の1	平成 22.3.1

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字小倉谷955の2・955の3・955の4・字孫六957・972の2・972の5(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第472号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業稲原西地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成19年4月4日から平成19年5月2日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、日高振興局産業振興部農地課及び印南町役場

和歌山県告示第474号

平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 「衣奈浦漁業協同組合
由良町漁業協同組合
大引漁業協同組合
比井崎漁業協同組合
三尾漁業協同組合
美浜町漁業協同組合
御坊市漁業協同組合
印南町漁業協同組合
南部町漁業協同組合
田辺漁業協同組合
白浜漁業協同組合
日置漁業協同組合
すさみ漁業協同組合」
- 告示中 を 「由良町漁業協同組合
比井崎漁業協同組合
三尾漁業協同組合
紀州日高漁業協同組合
和歌山南漁業協同組合」

に改める。

和歌山県告示第473号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年4月3日

和歌山県告示第475号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基

づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件調査）
- 2 作業期間 平成18年5月1日から平成19年3月9日まで
- 3 作業地域 新宮市、太地町、那智勝浦町、北山村

和歌山県告示第476号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成18年5月22日から平成19年3月16日まで
- 3 作業地域 和歌山市、新宮市、かつらぎ町、広川町、みなべ町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町

和歌山県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2855	紀の川市黒土 字小芝211番1 の一部	和歌山市太田 479番地3 株式会社幸福 建設 代表取締役 金沢公英	平成 19.3.26	5.00	35.00

和歌山県告示第478号

昭和33年和歌山県告示第221号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第15項を次のように改める。

- (1) 指定名称 和歌山県熊野灘沿岸串本海岸串本・鬮野川地区海岸串本・道免谷地先海岸
- (2) 指定場所 東牟婁郡串本町大字串本字串本地内及び地先
東牟婁郡串本町大字鬮野川字道免谷地内及び地先
- (3) 基点及び補助点の表示
基点

- 1 東牟婁郡串本町大字串本1808番地地先標杭
- 2 東牟婁郡串本町大字串本2568番地地先標杭
- 3 東牟婁郡串本町大字串本2565番地地先標杭
- 4 東牟婁郡串本町大字串本2000番地11地先標杭
- 5 東牟婁郡串本町大字串本2000番地12地先標杭
- 6 東牟婁郡串本町大字串本2000番地12地先標杭
- 7 東牟婁郡串本町大字鬮の川字高畑1315番地1地先標杭
- 8 東牟婁郡串本町大字鬮の川字道免谷1408番地地先標杭

補助点

- 1' 基点1からN23度30分E線上11メートルのところ
- イ 基点1からN85度30分E線上267メートルのところ
- 3' 基点3からS83度00分W線上74メートルのところ
- ロ 基点4からS45度30分E線上58メートルのところ
- ハ 基点5からS61度30分E線上60メートルのところ
- ニ 基点8からS30度00分E線上357メートルのところ

(4) 指定区域

基点1、補助点イ、補助点ロ、補助点ハ、補助点ニ、基点8を順次結んだ線、基点1、補助点1'、基点2、基点3、補助点3'、基点4、基点5、基点6を順次結んだ線及び基点6、基点7、基点8間の道路敷線の各線によって囲まれた区域

ただし、基点1と補助点1'との間及び基点1と補助点イとの間は串本漁港と接する線、基点8と補助点ニとの間は橋杭漁港と接する線とする。

和歌山県告示第479号

昭和34年和歌山県告示第165号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第6項を次のように改める。

- (1) 指定名称 和歌山県熊野灘沿岸串本海岸出雲地区海岸下尾之浦・向地地先海岸
- (2) 指定場所 東牟婁郡串本町大字出雲地内及び地先
- (3) 基点及び補助点の表示

基点

- 3 東牟婁郡串本町大字串本字生敷260番地地先標杭
- 4 東牟婁郡串本町大字串本字下田ノ頭220の1番地地先標杭

補助点

- 3' 基点3からN7度50分W線上215メートルのところ
- 3" 基点3からN79度30分E線上124メートルのところ

- ろ
- 4' 基点4からN86度30分E線上164メートルのところ
- イ 基点4からS66度20分E線上361メートルのところ
- ロ 基点4からS44度50分E線上343メートルのところ

(4) 指定区域

補助点3''、補助点3'、補助点4'、補助点イ、補助点ロを順次結んだ線、補助点3''と串本漁港に接する線、補助点ロと出雲漁港と接する線及び道路敷山手線の各線によって囲まれた区域

第27項を次のように改める。

- (1) 指定名称 和歌山県紀州灘沿岸串本海岸串本地区海岸
大久保生・片江生地先海岸
- (2) 指定場所 東牟婁郡串本町大字串本地内及び地先
- (3) 基点及び補助点の表示

基点

- 1 東牟婁郡串本町大字串本字大久保生1413番地27
地先標杭
- 2 東牟婁郡串本町大字串本字片江生1727番地地先
標杭

補助点

- 1' 基点1からS87度00分W線上131メートルのところ
- 2' 基点2からN33度15分W線上82メートルのところ
- イ 基点1からS13度50分W線上294メートルのところ

(4) 指定区域

基点1、基点2間の官民境界線、基点2、補助点2'、補助点イ、補助点1'、基点1を順次結んだ線及び補助点1'、基点1間の須賀漁港に接する線の各線によって囲まれた区域

和歌山県告示第480号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成19年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 海岸の名称
和歌山県熊野灘沿岸串本漁港海岸串本地区海岸
- 2 指定場所
和歌山県東牟婁郡串本町串本地先
- 3 点の位置
 - ア 北緯33度28分15秒8633 東経135度46分53秒8051の
地点
 - イ 北緯33度28分15秒3237 東経135度47分15秒9115の
地点
 - ウ 北緯33度27分43秒4181 東経135度47分13秒4485の
地点
 - エ 北緯33度27分32秒0069 東経135度47分24秒5304の
地点

オ 北緯33度27分29秒4478 東経135度47分27秒0156の
地点

カ 北緯33度27分26秒9096 東経135度47分22秒0809の
地点

キ 北緯33度27分30秒7570 東経135度47分16秒1449の
地点

ク 北緯33度27分35秒7737 東経135度47分11秒8971の
地点

ケ 北緯33度27分44秒9594 東経135度46分52秒1798の
地点

コ 北緯33度27分55秒0819 東経135度46分49秒6098の
地点

サ 北緯33度27分55秒0423 東経135度46分52秒6798の
地点

シ 北緯33度28分06秒0332 東経135度46分53秒1895の
地点

ス 北緯33度28分06秒0849 東経135度46分54秒3953の
地点

4 指定区域

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、スの各点を順次結んだ線及びア、スの点を結んだ線により囲まれた区域

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年4月3日

和歌山県新宮警察署長 堂坂清

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (祝儀袋入り)	平成 19年3月1日	新宮市橋本 (施設内)

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年4月3日

和歌山県橋本警察署長 田村敏行

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金350,000円 (裸金)	平成 19年3月3日	橋本市吉原地内 (家屋の郵便受けに投 函されていたもの)